

# 愛媛県立高等学校全国募集に係るデジタルマーケティング等委託業務仕様書

## 1 件名

愛媛県立高等学校全国募集に係るデジタルマーケティング等委託業務

## 2 目的

愛媛県では「全国募集による入学生徒数全国1位」を目指し「えひめ高等学校全国募集促進事業」を推進しているが、令和7年4月の全国募集による入学者数は全国2位という現状にある。この状況を踏まえ、全国募集に係る取組をさらに促進し、県外からの入学希望者を増やすことを目的に本事業を実施するものである。なお、本県の取組としては、「愛顔留学」と称し、WEBサイト (<https://koukoukyouiku.esnet.ed.jp/zenkokubosyuu>) において情報発信を行っており、「愛顔留学」を推進するために、バスツアーと来県補助制度を展開している。令和7年度の実績はバスツアー参加者が約200件、補助制度利用者が約210件であり、これらの利用件数の更なる増加が、県外からの入学希望者の増加に寄与するものとしている。

## 3 KPI

対象となる学校の魅力や補助制度を訴求し、愛顔留学への興味関心を惹き起こすことを図るため、KPIを次のとおり設定する。

ア PR動画の視聴回数：合計500,000以上

イ デジタル広告にて獲得したセッションのエンゲージメント：16,000以上

※エンゲージメントの具体的な定義は、「10秒以上の滞在」「2ページ以上の閲覧」「動画の再生」のいずれか1つクリアした場合にカウントすることを想定。

## 4 事業期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

## 5 ターゲット

本事業のメインターゲットは数年内に高等学校へ進学する県外在住中学生及びその保護者等、特に東京、大阪、愛知といった大都市圏の在住者を想定している。

## 6 委託業務内容

### ○ PR動画の制作

#### (1) 制作方針

様々な理由・目的で愛媛県の県立高校を進学先として検討する県外在住の中学生に、全国募集実施校の魅力をアピールし、「こんな学校で学びたい」と思わせる動画を制作する。

#### (2) 内容及び仕様

- 制作する動画は愛媛県が指定する県立高校10校のPR動画とし、各校1本ずつそれぞれ2分程度とする。
- 対象とする県立高校は弓削高等学校、松山南高等学校砥部分校、上浮穴高等学校、長浜高等学校、内子高等学校小田分校、三崎高等学校、野村高等学校、宇和島南高等学校、北宇和高等学校、南宇和高等学校の10校とする。
- 適宜、テロップ、BGM等を挿入し、視聴者の興味を引く構成とすること。
- 映像、音声、発言内容、物音などを文字にした「キャプション※」を編集すること。

※ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格である「JIS X 8431-3：2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ」中、7.1.2.2「キャプション（収録済み）の達成基準」に準拠すること。

- 動画の画質は、フルHD画質、画面縦横比は16：9とする。
- 制作した動画は、ホームページや動画投稿サイトで公開できる形態とすること。
- より効果的なプロモーションとなるよう、検討や提案をすること。

(3) 制作した動画の活用シーン（想定）

- 生徒募集活動に関するイベントでの上映
- ホームページ、インターネット動画投稿サイト等への掲載

○ デジタル広告の配信・運用

- (1) サイトへの流入を増やすとともに、PR動画の視聴回数を増やすため、デジタル広告を実施すること。なお、本事業で作成する動画が完成するまでの期間は、令和7年度に作成した動画を利用すること。
- (2) 広告媒体、種類、配信スケジュール等について、KPI達成のための具体的なシミュレーションを行ったうえで最適な配信計画を企画提案すること。
- (3) 前項(2)の配信計画を企画するにあたり、次のことを考慮すること。
  - バスツアーの実施期間は7月～8月（夏季コース）と10月～11月（秋季コース）
  - 補助制度の申請者は、バスツアーが終了した後に増加
  - 中学生が志望校へ出願する時期は1月初旬

○ 事業成果の検証・報告

- (1) 広告に利用する配信コンテンツ、広告の配信計画を評価する視点で、広告配信状況やHPのアクセス分析を行い、適宜レポートを作成し、提出すること。
- (2) 広告の表示回数、クリック数、広告接触者の属性（年齢、地域等）や広告等からのサイト誘導状況等を分析しながら、各配信後にターゲティングの変更、改善策を愛媛県と協議の上、実施すること。
- (3) 事業完了後速やかに、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を提出すること。

## 7 留意事項

本事業の目的を達成するための広告戦略を企画提案すること。なお、広告戦略に盛り込む項目は下記を基本とし、その他独自の提案項目がある場合はそれらを含めること。

- ターゲット分析（カスタマージャーニーマップ等）
- 広告媒体戦略（媒体選定）
- クリエイティブ戦略
- 配信・運用計画（スケジュール）
- 予算配分（制作費・配信費・効果検証費の比率）

○ 動画制作に関する留意事項

- 出演者について
  - ア 愛媛県が指定する県立高校10校に在籍する教職員及び生徒の出演を要する場合は、出演者の選定を各学校と受託者の間において調整するものとする。
  - イ 前項アで指定する10校以外の県立高校に在籍する教職員及び生徒の出演を要する場合は、県及び受託者が協議の上、出演者を決定する。

ウ 前項ア及びイ以外の出演者については、受託者において調整するものとする。

● 資料について

ア 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。また、肖像権及び著作権等に係る費用については、委託料の範囲内で受託者が支払うこと。

イ 但し、県から提供可能な資料は無料で貸与する。なお、貸与した資料の複写等については、県の指示に従うこと。

● スケジュール等

ア 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを県と十分協議の上、作業を進めるものとする。

イ 撮影については、出演する教職員及び生徒の業務に支障のない範囲で行うこととし、撮影日程は各学校と受託者の間において調整するものとする。

● 試写

編集内容の最終決定までに、県担当者の立会いのもと映像の試写を行い、訂正・指示のあった箇所についてはこれに対応すること。（再撮影など編集作業以外の業務が発生する場合には、県及び受託者が協議の上決定する。）

● 守秘義務

委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

● その他

本仕様に記載のない事項については、その都度県と受託者が協議して決定する。

- 本事業の実施にあたっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。
- 本事業の実施にあたっては、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。
- 受託業務の実施にあたっては、事前に企画、構成等について協議するなど、愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課と緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛け、誠意をもって実施すること。

## 8 納品物

○ 事業計画書

○ PR動画データファイル

● データをコピーしたメディア（DVD等）1枚

ア 10本の動画データを別ファイルにして、1枚のディスクに収めること。

イ 代表的なインターネット動画投稿サイトへ投稿可能なデータ形式とすること。

● 動画を収録した家庭用DVDディスク 10枚

10本の動画データごとにディスクを分けること。

○ ランディングページデザイン

○ 広告配信レポート

○ 事業実施報告書

## 9 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者へ再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

## 10 著作権の取り扱い

### ○ 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。また、愛媛県が認める場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

### ○ 第三者への使用承諾

第三者への使用許諾は、当該コンテンツの使用について適当と認められる場合に限り、愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課が行うものとする。

### ○ 権利関係の処理

- 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- 受託者又は県が従前から所有する写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- 著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上、処理することとする。

## 11 成果の帰属・秘密保持

### ○ 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、県に帰属する。

### ○ 秘密保持

- 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 12 個人情報の保護

個人情報の保有、利用および管理については、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は同法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、同法令の規定に基づき処罰される場合がある。おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。